

総務大臣

高市 早苗 様

鳥取県中部地震に伴う
国への緊急要望書

(平成28年10月)

鳥 取 県

平成 28 年 10 月 21 日午後 2 時 7 分に鳥取県中部地震が発生し、倉吉市、湯梨浜町、北栄町では震度 6 弱、鳥取市、三朝町では震度 5 強を記録するなど、鳥取県中部地域を中心に、県内全域が大変強い揺れに見舞われました。

この地震は、熊本地震の本震を超える 1 4 9 4 ガルを記録する非常に激しいものであり、住民の心に深い不安や恐怖心を与えました。住家や全壊半壊こそ少ないものの、壁のひび割れ、瓦の崩落などは、目を追うごとに増え続け、数え切れないほどの被害となっています。

三朝町では、80 代の男性が行方不明となり、住民の方々が一丸となって捜索した結果、翌日の早朝に発見されました。また、県及び被災市町では、地震発生 3 日後の月曜日から、学校が避難所になっているにも関わらず、地域のご協力を得て、学校が再開することができました。

地域では、平常の生活を取り戻すため、総力を挙げて地震災害からの復旧・復興に取り組んでいるところでありますが、政府のバックアップなくして復興はなし得ません。特に、このたびの被災地域は高齢化率の高い地域でもあり、かつ財政基盤も脆弱であります。とりわけ、積雪期を前にし、生活基盤である道路や住宅の早期復旧が最優先課題でもあります。

また、被災した県中部地域のみならず、鳥取県東部、西部地域の観光地においても、宿泊のキャンセルが多数発生するなど地域経済への大きな影響が生じています。

今回の震災により生じた困難に立ち向かい、県民一丸となり地方創生の取組みを進めることにより、地域に活力を取り戻す所存であります。国におかれましては、このような状況を御賢察いただき、一日も早い地域の復興につながるよう特段の御配慮をお願いします。

平成 28 年 10 月

鳥取県知事	平井 伸治
倉吉市長	石田 耕太郎
三朝町長	吉田 秀光
湯梨浜町長	宮脇 正道
琴浦町長	山下 一郎
北栄町長	松本 昭夫

復旧・復興に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

- 10月21日に鳥取県中部を震源に発生したマグニチュード6.6の地震により、県内の公共土木施設、農地・農林業用施設はもとより、農作物被害、文化観光施設等についても多くの被害が発生した。
- 本県においては、このような緊急事態を受け、地震被害に対する緊急対応や復旧対策を速やかに講じなければならない。
- ついでには、この度の地震被害に係る緊急対応及び復旧対策経費に対する県及び県内市町村への財政措置について、激甚災害の指定、特別交付税措置、新たな財政支援措置など、格別の配慮をお願いしたい。

※現在、財政支援措置のない主なもの

庁舎の復旧経費、私立学校の復旧経費、商工会議所の施設復旧 など

※震度6弱を記録した倉吉市、北栄町、湯梨浜町など、県中部地区を中心に被害が大きく、収穫直前の梨の落果、旅館・ホテルの宿泊客の予約キャンセル、予定していた大規模イベントの中止を余儀なくされる等、観光産業における今後の風評被害も懸念される状況。

<提案・要望の背景>

○主な被害の状況（10/26 12:00 現在）

- ・人的被害 20名（重傷3、軽傷17）
- ・住家被害 調査中（10月26日 12:00時点）742棟（全壊2、半壊3、一部破損737）
- ・農作物被害 8.44ha
- ・農地・農道 21箇所
- ・公共土木施設 100箇所（道路93など）
- ・文化財 30件（打吹玉川伝統的建造物棟保存地区、三仏寺文殊堂、大神山神社ほか）
- ・その他 文教施設、学校・学校関連施設、公営住宅、警察施設ほか

○主な復旧対策

項目	支援内容
被災者等への支援	・被災した住宅の再建及び修繕の支援 ・避難所の設置、備蓄物資の補充 ・中小企業等の資金繰りの支援 ・農林水産業共同利用施設の復旧支援 ・晩生梨の落果被害が発生した果樹農家への支援 ・私立学校の施設・設備の復旧経費の支援 ・国・県指定文化財の保存修理への支援
被災市町村への支援	・公民館等の修繕、改築等の支援 ・市町村の応急対策、災害援助、災害復旧等の実施にかかる資金貸付
風評被害対策	・イベントやメディア等を活用し、元気な鳥取県を情報発信 ・国内外に向けた誘客宣伝等
公共・公用施設の復旧	・被災した公共・公用施設の復旧（庁舎、文化施設、社会体育施設、県営住宅、公立学校・学校関連施設（給食センター）等） ・公共土木施設の災害復旧事業 ・土砂災害危険個所の緊急点検 ・商工会議所の施設復旧

⇒ うち県分事業費ベース 約30億円（現時点の応急対策のみ）

○鳥取県の当初予算規模 3,491億円（財政調整基金残高 40億円）

迅速な応急危険度判定及び「り災証明書」の早期交付 に向けた支援体制について

《提案・要望の内容》

- 被災者の生活再建が迅速に進むよう、応急危険度判定士に係る相互協力体制のより円滑な運営に向けた支援を行うこと。
- 被災者生活再建に必要な「り災証明書」の迅速な交付に向けて、被災市町の交付業務にかかる相互協力体制が早期に確立されるよう支援を行うこと。

<参考>

- ・平成28年10月21日に鳥取県中部を震源とする地震が発生し、多数の住宅等の損壊および破損があった。
- ・応急危険度判定については、他県からの応援をいただきながら、1週間かけて4市町約3000件の判定を行っている。
- ・早期にり災証明の発行に着手したいが、日を追うごとに住宅の損壊等に関する相談件数が増えており、今後更に増加することが見込まれ、当該被災市町職員だけでは、り災証明の発行作業が追いつかない。

